

## 武蔵野市シニア支え合いポイント制度 平成 30 年度事業計画 (案)

## 1. 平成 29 年度実績から見た課題と見直し案

課題		平成 29 年度状況	平成 30 年度見直し案
1	説明会兼研修会の参加者が少ない。	29 年度の参加者数は 53 名。今年度あと 2 回実施するとしても、28 年度 (202 名) の半数に満たない。	①介護保険料当初納入通知へチラシを同封し周知をする。 ②説明会兼研修会の年間もしくは半年のスケジュールを立て、平成 30 年度はじめに開催日を周知する。
2	会場によっては定員 30 名が入りきらない場合がある。	定員は基本的に 30 名としている。	会場規模により都度定員は変更する。
3	協力施設・団体の拡大。	〈平成 28 年度〉 9 施設・団体 〈平成 29 年度〉 13 施設・団体 (4 増)	平成 30 年度から拡大実施となるため、積極的に施設・団体との交渉を進める。
4	東地区の協力施設・団体が少ない。	・吉祥寺ナーシングホーム (北町) ・テンミリオンハウス月見路 (北町) *ゆとりえを協力施設とするため、数回訪問し協力を求めたが、既存ボランティアとの棲み分け等の課題があり協力施設となっていない。	具体的には市内高齢者施設、テンミリオンハウス、いきいきサロン、地域社協。
5	ポイント付与対象活動が限定されており、希望する活動ができない。	ポイント付与対象活動が高齢者福祉活動に限定されている。	ポイント付与対象活動の範囲を拡大する。
6	制度登録者全員に対し、一括で保険の更新を実施している。	ポイント還元：4 月中 ボランティア保険更新：3 月中	ポイント付与を 2 月締めとして、3 月中にポイント還元申請を行う。還元申請を行った方のみ保険の更新を行う。
7	ポイント還元申請場所がボランティアセンター武蔵野 1 か所であり、中央・西地区のサポーターから遠い。	ポイント還元申請場所：ボランティアセンター武蔵野	<u>平成 29 年度分ポイント還元</u> 地域支援課でも還元申請可能とする。 <u>平成 30 年度分ポイント還元</u> 平成 30 年度分ポイント還元から、郵送での還元申請も可能とする (手帳の形状を郵送対応可能な物へ変更)。
8	講座内容がより専門的であるにも関わらず、施設介護サポーターがシニア支え合いポイントサポーターになれない。	別個で説明会や講座を開催している。 【29 年度開催数】 シニア支え合いポイント制度説明会兼研修会：8 回 施設介護サポーター養成講座：2 回	施設介護サポーター養成講座受講者は、シニア支え合いサポーターの登録も同時に可能とする。

## 2. 説明会兼研修会について

### (1) 対象年齢

平成 30 年度中に 65 歳以上に到達する市民とする。

(生年月日が昭和29年 3 月31日以前の方)

### (2) 開催頻度

毎月 1 回ずつ、計 11 回程度予定 (8 月は実施しない)。

### (3) 開催場所

平成 30 年度も継続して協力施設でも開催していく。

エリア	協力施設等	公共施設等
東	吉祥寺ナーシングホーム	商工会館
中央	高齢者総合センター、親の家、ハウス グリーンパーク	高齢者総合センター、市役所、総 合体育館
西	武蔵野館、ケアコート、さくらえん	武蔵野プレイス、スイング、市民 会館

### (4) 広報

年間もしくは半年のスケジュールをあらかじめ立て、平成 30 年度はじめに周知していく。

### (5) 施設介護サポーター事業との連携について

施設介護サポーター養成講座に「シニア支え合いポイント」に関する講座を追加し、「シニア支え合いポイント説明会兼研修会」と同等に扱うよう調整する。

## 3. 協力施設・団体の拡大について

### (1) 新規の協力施設・団体

<平成 29 年 10 月 1 日から加入>

- ・武蔵野館

<平成 30 年度から加入予定>

- ・テンミリオンハウスくるみの木
- ・テンミリオンハウスきんもくせい

### (2) 協力依頼予定施設・団体

福祉施設	施設名称
特別養護老人ホーム (デイサービスセンターを含む)	・ゆとりえ      ・とらいふ
認知症グループホーム	・光風荘      ・マザアスホームだんらん
単独デイサービスセンター	・桜堤ケアハウス      ・ぐっどういる境南 ・デイサービスセンターエリカ
テンミリオンハウス	・川路さんち      ・関三倶楽部 ・そ~らの家      ・花時計 ・ふらっときたまち
いきいきサロン	17 団体
地域社協	10 団体

#### 4. ポイント付与対象活動について

現在はポイント付与対象活動が高齢者福祉活動に限定されているが、今後はポイント付与対象活動の範囲を拡大する。高齢者福祉活動以外の他地域活動もポイント付与対象活動の範囲とする。

(例) 災害時要援護者対策の支援者、地域のイベントなど

#### 5. ポイント還元について

##### (1) 平成 29 年度分ポイント還元方法

###### ポイント付与期間

平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

###### 還元申請方法

直接窓口に来て、ポイントを還元する。市内産野菜等引換券、人間ドック利用助成券はその場でお渡し。図書カード、クオカードは後日郵送でお渡し。還元時に新しい手帳をお渡しする。

###### 還元期間

平成 30 年 4 月 2 日 (月) から 4 月 27 日 (金) まで

###### 窓口

- ・武蔵野市民社会福祉協議会 ボランティアセンター武蔵野
- ・武蔵野市役所 地域支援課

###### 還元対象

- ・武蔵野市民社会福祉協議会への寄付 (寄付を選択した場合は、さらにもう 1 種類を選択可)
- ・市内産野菜等引換券
- ・人間ドック利用助成券 (健康づくり事業団)
- ・図書カード
- ・クオカード

###### 周知方法

ニュースレターを発行し、シニア支え合いサポーターへ郵送。

###### その他

平成 29 年度第 6 期までの介護保険料納付を滞納している者は、還元申請不可。

##### (2) 平成 30 年度分ポイント還元申請 (平成 29 年度からの変更点のみ記載)

###### ポイント付与期間

平成 30 年 4 月～平成 31 年 2 月

(移行年度であるため平成 30 年度は活動期間が 11 か月となる。翌年度からは平成 31 年 3 月～平成 32 年 2 月。)

###### 還元申請方法

直接窓口で申請する方法に加え、郵送での申請も可能とする。郵送での還元申請を可能とするため、定形封筒にも入れることが可能なサイズのポイント手帳へ変更した。

###### 還元期間

平成 30 年度分ポイントから還元申請時期を 3 月中とする。3 月中とすることで、保険の更新と同時に還元の申請が可能となる。

###### その他

平成 30 年度第 5 期 (平成 30 年 12 月 28 日) までの介護保険料納付を滞納している者は、還元申請不可。